平成２７年（フ）第４８号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓230番地１　アムール21Ｂ　202号室、旧住所徳島県板野郡北島町鯛浜字原156番地１
破産者　木内　公男
１　破産債権の届出期間　平成27年10月２日まで
２　一般調査期日　平成27年10月26日午前10時
平成27年８月31日　　徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７０８号
大阪市東成区東小橋１丁目19番22号
破産者　株式会社ナカムラ
１　破産債権の届出期間　平成27年10月９日まで
２　一般調査期日　平成27年11月30日午後２時
平成27年８月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０９号
大阪市東成区中道２丁目６番13号　中道マンション305号、申立時の住所大阪市東成区東小橋１丁目17番20号　グランアッシュ玉造1102号
破産者　中村　成憲
１　破産債権の届出期間　平成27年10月９日まで
２　一般調査期日　平成27年11月30日午後２時
平成27年８月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３号
福岡県大川市大字中古賀1035番地39
破産者　原　　勇
１　破産債権の届出期間　平成27年10月13日まで
２　一般調査期日　平成27年12月９日午前10時30分
平成27年８月27日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
新潟県長岡市寺泊上田町9769番地61　マンションピア寺泊205号室、開始決定時の住所新潟県長岡市寺泊荒町7616番地
破産者　柳下　明美
１　破産債権の届出期間　平成27年11月20日まで
２　一般調査期日　平成27年12月21日午前11時
平成27年８月31日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第３０１５号
大阪府東大阪市長田中２丁目３番16号
清算株式会社　アキレス西日本販売株式会社
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（ヒ）第１００４号
神戸市垂水区名谷町字猿倉301番地の243
清算株式会社　株式会社西商店
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第１００２号
広島市西区南観音４丁目２番１号
清算株式会社　ＹＭコンサルティング株式会社
代表清算人　柳　　政美
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
広島地方裁判所民事第４部

監督命令

平成２７年（再）第７号
名古屋市西区比良１丁目136番地１
再生債務者　株式会社メイワ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内２丁目12番26号丸の内セントラルビル５階　川上・原法律事務所　弁護士　川上　敦子
平成27年８月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２７年（再）第２号
横浜市西区みなとみらい２丁目２番１号
再生債務者　スカイゲイト株式会社
１　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年10月26日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年12月７日から平成27年12月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２７年（再）第１号
北海道上川郡新得町字屈足西１線６番地20
再生債務者　有限会社土田農産
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年８月26日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成27年８月27日　釧路地方裁判所帯広支部

平成２７年（再）第１号
岡山県美作市湯郷592番地の３
再生債務者　株式会社湯郷グランドホテル
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年８月26日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成27年８月27日
岡山地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第３号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木字ヒハノ原2021番地
再生債務者　株式会社九州スクリーン
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年８月27日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第４７号
静岡県榛原郡川根本町崎平361番地
再生債務者　笹木　剛浩
１　決定年月日時　平成27年８月28日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年９月18日まで
４　一般異議申述期間　平成27年９月28日から平成27年10月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第１１３号
名古屋市天白区植田東３丁目201番地　オランジェエトワール40Ｂ号
再生債務者　山田　　誠
１　決定年月日時　平成27年８月28日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年９月18日まで
４　一般異議申述期間　平成27年10月１日から平成27年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第５号
鳥取県鳥取市立川町５丁目90番地の19
再生債務者　福田　　哲
１　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年９月18日まで
４　一般異議申述期間　平成27年10月２日から平成27年10月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（再イ）第１５２号
札幌市東区北38条東12丁目１番20―407号
再生債務者　田村みゆき
１　決定年月日時　平成27年８月31日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年９月24日まで
４　一般異議申述期間　平成27年10月８日から平成27年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部